

和光市建設工事成績評定会議設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和光市建設工事成績評定結果通知公表実施要領第6条第2項に規定される工事成績評定会議（以下「会議」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。

(会議の事務)

第2条 会議は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 和光市建設工事成績評定結果通知公表実施要領に基づき通知された評定点について、受注者から説明を求められた場合の回答に関する事項
- (3) その他工事成績評定の運用に関する事項

(会議の委員及び組織)

第3条 会議は、企画部、総務部、市民環境部、保健福祉部及び教育委員会事務局の部次長級職員5名以内の委員で構成する。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、工事主管課長の要請により、会長が招集する。

2 会議には、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、工事主管課及び財政課が共同して処理する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。